

# みんなのまち基本条例の解説

平成 25 年 10 月

寝屋川市

## 目次

みんなのまち基本条例とは	1
<<解説>>	
前文	2
第1章 総則	
第1条（目的）	4
第2条（定義）	5
第3条（基本理念）	7
第2章 協働	
第4条（市民相互の協働）	8
第5条（市民と行政の協働）	10
第6条（安全・安心の向上）	11
第7条（透明性の確保等）	12
第8条（情報公開）	13
第9条（個人情報の保護）	14
第10条（市民活動の尊重等）	15
第11条（市民参画の推進）	16
第3章 市民	
第12条（市民の役割及び責務）	18
第4章 議会	
第13条（議会の役割）	19
第14条（議会の責務）	20
第15条（市議会議員の役割及び責務）	21
第5章 行政	
第16条（市長の役割及び責務）	22
第17条（行政の役割及び責務）	23
第18条（職員の役割及び責務）	24
第19条（行政運営）	25
第20条（財政運営）	26
第21条（行政評価）	27
第22条（行政手続）	28
第23条（法令遵守）	29
第24条（国、他の自治体等との連携）	30
第6章 条例の実効性の確保等	
第25条（この条例の位置付け）	31
第26条（住民投票制度）	32
第27条（条例の検証）	33
附則	34

## みんなのまち基本条例とは

みんなのまち基本条例とは、寝屋川市における自治の基本理念や市民、議会、行政のそれぞれの役割と責務など「自治の基本ルール」を定めたものです。

# みんなが誇れる住みよいまちの実現



市民の役割と責務	市議会の役割と責務	行政の役割と責務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の発言及び行動への責任</li> <li>・まちづくりへの参画</li> <li>・市民活動の役割を認識、育成</li> </ul>	<p><b>【議会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の決定や市政の監視</li> <li>・条例・予算・決算の審議・議決</li> <li>・市民の意思の反映</li> <li>・開かれた議会づくり</li> </ul> <p><b>【市議会議員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政への提案、提言等、公正かつ誠実な職務遂行</li> </ul>	<p><b>【市長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正かつ誠実な職務の遂行</li> <li>・職員の指揮監督、組織の改革</li> </ul> <p><b>【行政】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織・財政の運営、人材の活用</li> <li>・市民サービスの総合的な提供</li> <li>・職員の資質の向上・人材育成</li> </ul> <p><b>【職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の奉仕者としての自覚</li> <li>・公正かつ誠実に、創造性を発揮した効率的な職務遂行</li> <li>・知識の習得、技能の向上等の自己研さん</li> </ul>

## 《解説》

### 前文

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

### 【解説】

前文は、条例の趣旨を明確にするため、市の特徴、条例制定の背景、目指すべきまちづくりの方向、条例制定の決意等について述べています。

淀川、寝屋川の恩恵を受けた豊かな水・緑とともに、歴史・文化を育んできた寝屋川市では、古くからの地縁型の結びつきから発展した自治会活動に加え、NPO等のテーマ型の市民活動による人と人とのつながりが育まれてきました。

寝屋川市は高度経済成長期に人口が急増しています。昭和 35 年に約 5 万人だった人口が、昭和 50 年には 25 万人を超えました。その後、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来などにより、25 万人から 24 万人に減少しましたが、ここ数年、人口は安定傾向にあり、定住化の兆しを示しています。

そのような中、本市は基礎自治体として、個性をいかし自立したまちをつくるために、自らの判断と責任の下、より一層地域の課題解決に当たることが必要となっています。

「協創」とは「協働して創造する」という意味です。ここでは、市民、議会、行政が、市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係を深めることでみんなが協働してまちをつくる“協創のまちづくり”を行う必要があるとしています。その上で文化風土を守り育て、このまちを愛し、次の世代へ引き継がなければなりません。

「持続的な発展が可能な社会」とは、右肩上がりから成熟期を迎えた経済社会が、継続的な経済発展と、循環型社会などのように少ない環境負荷で両立する姿を目指すという価値観に基づく社会の基本概念です。生活者のライフスタイルもそれに応じて見直していこうというものです。

前文の最後ではこの条例が市民、議会、行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であるとする条例制定の決意を述べています。

「市民福祉」とは市民が等しく安定した生活環境やサービスを享受できる状態を言います。特定の利益ではなく公共性に根ざした社会全体の幸福・利益のことです。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

### 【解説】

第1条は、条例の目的について定めています。

この条例が達成しようとする目的を簡潔に表現し、他の条文の解釈に役立たせる趣旨で設けています。

まちづくりに関わる市民、議会、行政が、共に考え、行動していくためには、理念や原則を共有していくことが必要です。寝屋川市における自治の基本的な理念やまちづくりの原則として、前文や条文の中で、基本理念（第3条）や、市民、議会、行政等のそれぞれの役割と責務や、協働によるまちづくりの推進などについて定めています。

「みんなが誇れる住みよいまちを実現する」とは、前文にあるように豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、「人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち」「環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち」「人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまち」を築き、市民福祉の向上を目指し、このまちを心から愛し、誇りとすることです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

#### 【解説】

第2条は、この条例の解釈に当たり、認識を共通にしておく必要のある重要な用語の定義について定めています。

(1)「市民」とは、地方自治法第10条第1項に定める住民（市域内に住所を有する人で、外国人を含みます。）のほか、市内の事業所に勤務している人、市内の学校に通学する人、市内で市民活動や事業活動など様々な活動を行っている個人や団体です。暮らしやすい地域社会をつくるためには、多くの人が共に力を合わせていくことが必要であることから、このように広く定義しています。自治の基本を住民が担うとしても、駅前や道路の環境美化などは市内を通過する人にも協力していただかなければなりません。まちづくりには多くの「市民」の関わりが必要です。

(2)「議会」とは、直接選挙により選ばれた市民の代表者である市議会議員によ

り構成される議決機関です。

(3)「行政」とは、市長及び地方自治法第180条の5に規定されている執行機関に、独立した権限を有する公営企業管理者を加えたものです。一般に「行政」と言われる機関を全て列挙しています。

(4)「まちづくり」とは、公共の福祉を増進する、あらゆる取組をいいます。「まちづくり」というと「都市基盤の整備」という狭義のイメージもありますが、それと区別するために、広い概念で地域社会やそこで暮らす市民の生活に密接に関連する活動、市の施策など公共の福祉を推進するあらゆる取組としています。道路や公園、市街地整備などのハード面から、教育、文化、福祉、環境などソフト面まで、幅広く捉えています。

(5)「市民活動」とは、市民が主体的に行う様々なつながりや、その活動をいいます。

市民一人一人が、暮らしやすいまちの実現を目指して形成する様々なつながりや、活動としては、地域には、住んでいる町丁等を単位とした自治会などの地縁型の市民活動（地域コミュニティ）や、ボランティアやNPOなどのテーマ型の市民活動（テーマコミュニティ）などがあります。このようなつながりや活動を全て「市民活動」として捉え、地域の課題解決を図るなど、まちづくりに重要な役割を果たしていると考えています。

(6)「参画」とは、政策立案・実施・評価など市政の様々な場面に市民が主体的に取り組むことです。

(7)「協働」とは、市民、行政などまちづくりに関わる様々な立場の人が、共通の目的を達成するために、それぞれの役割及び責任を分担し、お互いの立場を尊重しながら対等な立場で協力し、共に活動することです。

（基本理念）

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

【解説】

第3条は、本市のまちづくりの基本理念について定めています。

目的（第1条）にのっとり、これからのまちづくりに取り組む上で基本となる考え方やあるべき姿を表現しています。

「市民がまちづくりの主役である」とは、市民が自治の主体者であって、主権者であるということです。

この基本理念を達成するために、第4条以下の条文に市民、議会、行政等のそれぞれの役割及び責務や、協働によるまちづくりを推進するための原則などを定めています。

## 第2章 協働

### (市民相互の協働)

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

### 【解説】

第4条は、市民相互の協働について定めています。

1. まちづくりの基本となる市民相互の協働を推進するため、市民は、市民同士や各団体が気軽に情報交換をしたり、地域課題について調整を行うことができる交流の場等を持ち、対等な関係でお互いに尊重し合いながら、まちづくりに努めることを定めています。

また、ここでいう「場」とは、特定の場所を指すものではなく、交流、対話できる機会を意味します。制度としての話し合いの「場」といったものだけではなく、井戸端会議のように人々の間や地域の中で自然発生的に生まれてきた交流や対話も含みます。

そして、市民は、地域社会を構成する一員であることを自覚するとともに、他者の存在を考慮し、尊重し合うことにより、協力して市民自治を担うことが必要です。

2. 市民自治をより一層発展させるため、市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、地域の課題に自ら取り組み、自主的で自立的なまちづくりに努めることを定めています。

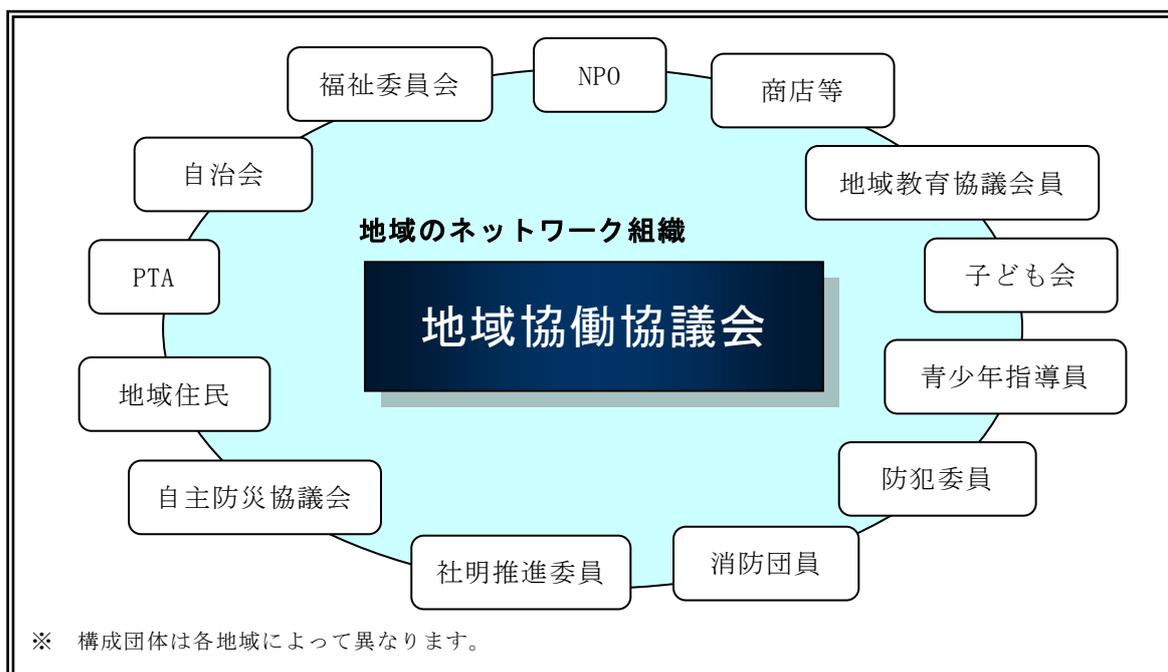
地域協働協議会などを通じ、地域住民が自発的に地域課題を発見・共有し解決していくことで、地域内の連携・協力がより一層進み、単独では解決できなかった地域課題に取り組むことができると同時に、地域でのつながりが生まれ、共に支えあう活力ある地域づくりが可能になります。

《参考》

### 地域協働協議会について

一定のまとまりがある地域でのコミュニティ活動の一層の推進や、地域課題の解決に取り組むため、地域団体や住民が自発的に組織し活動していく、地域による地域のためのネットワーク型組織です。

#### 【地域協働協議会イメージ】



（市民と行政の協働）

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

【解説】

第5条は、市民と行政の協働について定めています。

1. 市民と行政は、まちづくりを進めるに当たって、立場及び役割を認め合う中で、相互に連携し、信頼関係、協働関係を築くことを定めています。

多様な市民ニーズに対応し、身近な地域社会はもちろんのこと、寝屋川市全体をより良くしていくため、市民と行政とが相互に連携し、信頼・協働関係を築いていき、これまで主に行政が担ってきた地域の公共・公益活動を、これからは市民と行政が共に担っていかなければなりません。

そこで、行政は協働を推進するために、情報共有を積極的に推進するとともに、必要に応じて市民活動に財政的支援を行うなど、協働を行う環境を整備することが大切です。

2. 行政は、市民と行政の協働に当たり、市民との交流の場づくりに努めることを定めています。

協働によるまちづくりを推進していくためには、それぞれの立場や役割を認め合い、信頼・協働関係をつくるきっかけとなる「場」の設定が必要です。

ここでいう「交流の場」とは、市民と行政が日常的にコミュニケーションを図り、気軽に情報交換などができる、また、まちづくりの課題についてじっくり議論できる「場」を意味します。

すでに行われている公聴会や市政懇談会、市職員が出向いて施策や事業の説明を行う出前講座などの既存の「場」のより一層の充実・活用も重要です。また、こうした公的な制度で設定された「場」に加え、日常的に市民の中に出かけて行くことでも交流が広がります。

(安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組むものとする。

#### 【解説】

第6条は、安全・安心の向上について定めています。

1. 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び相互の協働による安全の確保に努めることを定めています。

大規模な地震や風水害等の自然災害が発生した場合、行政の「公助」による救助活動に加え、市民が自分のことを自分自身で守る「自助」と市民同士がお互いに支えあう「共助」により安全の確保に努めることが重要です。

2. 市民の生命、身体及び財産を守ることは、行政が果たすべき基本的な役割の一つであることから、行政は、自然災害等に備えるため市域の防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組むことを定めています。

本市では、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする「寝屋川市地域防災計画」を策定しており、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

具体的な取組としては、避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップの作成等を行うなど、地域における防災体制を構築し、関係機関との連携強化を図り、あらゆる事態を想定した危機管理体制の確立を進めています。

（透明性の確保等）

第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答するものとする。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。

#### 【解説】

第7条は、透明性の確保等について定めています。

1. 行政は、市民との相互連携、協働のまちづくりを進めるに当たって、行政が持つ情報は市民の情報であることを改めて認識し、市民と情報を共有して、市政の透明性を確保することを定めています。

情報には、行政が持っている情報だけでなく、市民が持っている情報もあります。地域課題の解決に向けて、それぞれが持っている情報を互いに共有し、その上で判断し、役割を担っていくことが必要です。

2. 行政は、市民の意見、要望、提案等に対して、その事実関係を速やかに調査し、調査結果や行政としての考え方を市民に対して誠実に応答することを定めています。

「誠実に応答する」とは、「できること」と「できないこと」の区別、できることであっても「すぐできること」と「一定期間を要すること」の区別を明らかにし、対応していくことです。

3. 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、それらの経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明することを定めています。

政策等の立案過程においては、公募市民や学識経験者などで構成される審議会等による審議やパブリック・コメント手続の実施状況を、施策・事業の実施及び評価に当たっては、総合計画実行シートにより取組状況等を公表しています。

（情報公開）

第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。

【解説】

第8条は、行政の情報公開の推進について定めています。

行政は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な行政運営のため、公文書の開示など情報公開を推進しなければなりません。今後とも「寝屋川市情報公開条例」の適正な運用を図る必要があります。

協働のまちづくりを進めるに当たっては、市民と行政の情報共有が不可欠です。

【寝屋川市情報公開条例】（抜粋）〔平成10年1月1日施行〕

（目的）

第1条 この条例は、公文書の開示に関し必要な事項を定め、市民の市政に関して知る権利を保障することにより、市民の市政への参加の促進を図り、併せて、行政の説明責任を全うすることにより、市民と市政との信頼関係を強化し、市政の公正で効率的な執行を確保するとともに、市民生活の利便を増進し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に資することを目的とする。

（個人情報保護）

第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報  
報を適正に取り扱うものとする。

【解説】

第9条は、行政の個人情報保護について定めています。

行政は、事務遂行に当たって必要な場合、法律、条例等の規定に基づき、個人情報  
情報を収集・管理することができるため、収集した個人情報を適正に管理しな  
ければなりません。

情報通信社会において、個人情報の取扱いによっては、個人の権利利益を損な  
うおそれが増大しています。今後とも、「寝屋川市個人情報保護条例」の適正な運  
用を図る必要があります。

【寝屋川市個人情報保護条例】（抜粋）[平成10年1月1日施行]

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとと  
もに、実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障すること  
により、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護に資  
することを目的とする。

（市民活動の尊重等）

第 10 条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

【解説】

第 10 条は、市民活動の尊重等について定めています。

行政は、市民活動の重要性を認識し、その自主性・自律性を尊重しながら、活動を支援するよう努めるとしています。また、その支援内容等に関する情報については、公平に周知を図り、情報の共有化を進める必要があります。



（市民参画の推進）

第 11 条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

【解説】

第 11 条は、市民参画の推進について定めています。

1. 行政は、市政運営に市民が公平に参画できる機会を確保することを定めています。

そのためには、幅広い市民の参画を促すよう、具体的な制度の整備が必要です。参画の手法は多種多様であり、個々の施策・事業の性格や段階に応じ、適切な手法を活用する必要があります。

2. 行政は、企画立案等の際に、市民参画により得られた意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めることを定めています。

政策の企画立案等への参画手法としては、地域の課題や問題点の整理、課題解決のための計画づくりに向けて、市民と行政、市民同士で自由に議論を行い、方向性を見出すことを目的とした集まりであるワークショップという手法があります。

また、政策等の策定への参画手法としては、審議会等への参画や、行政に関する重要な政策や計画を決めるときに、広く市民の意見を聴き、それらを政策立案などにいかしていくパブリック・コメント手続があります。

そのほか、市民の行政運営への参画を促進する環境づくりとして、直接、住民の意思を確認し、その結果を行政運営に反映させるための住民投票制度や、計画段階から市民の意見を幅広く聴く仕組み、住民の側から事業を提案する住民提案制度などは、代表民主制を補完する重要な制度であるとされています。

本市では、現在、公募補助金制度など、市民団体等が自主的、自発的に行う公益性のある事業やまちの活性化とにぎわいの創出に寄与する事業に対して補助を行う取組等を行っています。

《参考》

**公募補助金制度とは**

市民団体等が自主的・自発的に行う公益性のある事業やにぎわいを創出する事業に対し、補助金を交付することにより、当該団体が自発性・創意工夫を発揮して新たな事業を立ち上げ、及び事業を拡充することを誘発し、もって公益活動の促進、まちの活性化とにぎわい創出を図ることを目的として、平成18年度から補助金を交付しています。

【制度の概要】

	公益活動支援公募補助金	にぎわい創出公募補助金
目的	公益活動の促進を図る	まちの活性化とにぎわい創出を図る
補助対象事業	公共の福祉の向上や市民の利益の増進につながり、公益上の必要性が認められる事業で、かつ、市内で実施する又は事業の対象が主に市民である事業	まちの活性化とにぎわいの創出を促進し、市民の利益の増進につながる事業で、かつ、広く市民の参加が期待できる事業
補助対象外事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的とする事業</li> <li>・宗教的・政治的な事項を目的とする事業</li> <li>・市からこの補助金以外の給付を受けている事業</li> </ul>	
補助対象団体	市内に活動拠点がある又は市内で活動の主要部分を行っている団体で、かつ、規約会則等を持ち、適切に会計処理（予算・決算）が行われている団体	市内に活動拠点がある団体で、かつ、規約会則等を持ち、適切に会計処理（予算・決算）が行われている団体
審査方法	第三者機関である寝屋川市公募補助金審査委員会が、原則、提出書類及び公開プレゼンテーションにより審査	

## 第3章 市民

### (市民の役割及び責務)

第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

#### 【解説】

第12条は、市民の役割と責務について定めています。

1. まちづくりの主役は市民であり、市民はまちづくりに参画する権利を持っていることを定めています。

市民の市政への参画は、自発的で自由な意思に基づくものであり、参画しない市民が不利益を受けないよう留意しなければなりません。

「自己の発言及び行動に責任を持ち」とは、参画に当たっては、市民も公益の視点に立ち、自らの発言や行動に責任を持つことが必要であるということの意味します。

2. 市民は、市民活動がまちづくりに重要な役割を果たしていることを認識するとともに、市民活動を守り、育てるよう努めることを定めています。

地域の活動、交流の場等に参加し、それぞれの役割を果たすとともに、それぞれの持ち味や特性をいかして地域づくりを担うことは大切です。様々な専門性や能力を持っている人材の力をまちづくりに結集できれば、地域の活力向上につながります。

## 第4章 議会

(議会の役割)

第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

### 【解説】

第13条は、議会の役割と権限について定めています。

1. 議会は、市政に対する市民の様々な意見や寝屋川市の状況等を踏まえ、市の施策の決定、市政の監視及びけん制を行うことを定めています。

議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員により構成される議決機関です。

議会には、地方自治法第98条や第100条などで規定されている検査権、調査権などを行使することで、行政が適正に行財政運営を行っているかを監視し、けん制する役割があります。

2. 議会は、地方自治法第96条で規定されている条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定の議決などの権限を有することを定めています。



（議会の責務）

第 14 条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

【解説】

第 14 条は、議会の責務について定めています。

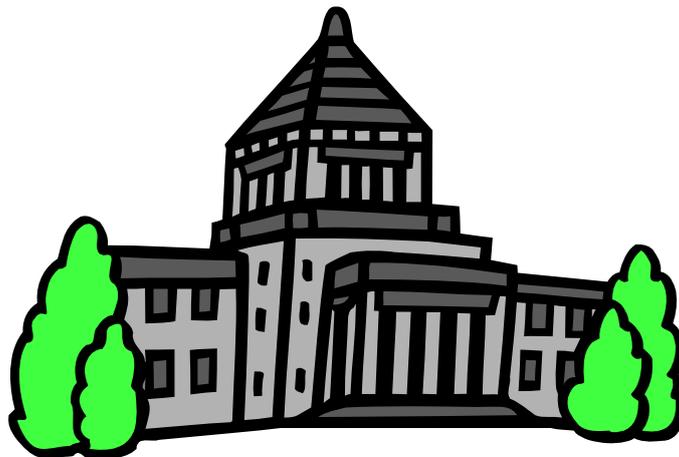
1. 議会は、市の議決機関として、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めることを定めています。

議会もまた、社会状況の変化や、市民ニーズの多様化などに、迅速・的確に対応していくことが求められています。

2. 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めなければならないことを定めています。

市民、議会、行政が情報を共有し、協働でまちづくりを進めることが必要です。

議会活動に関する情報については、本会議や委員会は傍聴することが可能であり、議事録も公開されていますが、より分かりやすく、市民に開かれた議会運営を目指そうというものです。



（市議会議員の役割及び責務）

第 15 条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務の遂行に努めるものとする。

【解説】

第 15 条は、市議会議員の役割と責務について定めています。

議会がその役割と責務を果たすためには、議会を構成する議員が重要な役割を担っており、議員の果たすべき責務は重要です。

議会を構成する議員は、市民の代表として職務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、本会議の代表・一般質問や常任委員会等での質疑等により市政への提案や提言等を行い、また、公正かつ誠実に職務の遂行に努めることを明らかにしています。

「公正かつ誠実に」とは、特定の利益を代表する声だけでなく、声なき声にも耳を傾け、中長期的な視点を持つという意味も含まれます。



## 第5章 行政

(市長の役割及び責務)

第16条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

### 【解説】

第16条は、市長の役割と責務について定めています。

1. 市長は、住民の直接選挙によって選ばれた市の代表者としての地位にあります。その責任は重く、市民の信託に応えるために、市長としての多くの重要な権限を行使しますが、その行使に当たっては、社会経済情勢や市民のニーズの変化に対応し、「公正かつ誠実」に行うことを定めています。
2. 市長は、職員がそれぞれの責任と判断でその職務を執行し、地域の実情に応じた政策を実現できるよう職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むことを定めています。

（行政の役割及び責務）

第 17 条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

【解説】

第 17 条は、行政の役割と責務について定めています。

1. 行政は、前例に捉われることなく、必要に応じて行政内部の分権化を進めるなどの柔軟性を持った組織運営や、優先順位をつけたメリハリのある財政運営、人材の活用と適材適所の配置など、様々な面で効果的に施策を遂行することを定めています。

2. 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供することを定めています。

めまぐるしく変化する社会環境の中で、迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、行政組織については常に見直しを図るとともに、「縦割り行政」による市民の不便さを解消し、組織横断的な市民サービスの提供に努める必要があります。

3. 行政は、研修機会の設定や自発性・創意の汲み上げなど、職員の資質向上のための環境づくり、組織的な人材育成に取り組むことを定めています。

(職員の役割及び責務)

第 18 条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

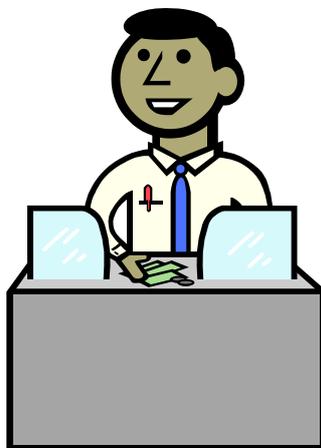
2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

【解説】

第 18 条は、職員の役割と責務について定めています。

1. 職員は、「全体の奉仕者」として、行政サービスの提供に努めるとともに、市民とともに自治を担う者として公正かつ誠実に協働を推進する姿勢を持つことを定めています。
2. 地方分権時代にふさわしい、地域特性に応じた政策を実現するため、前例に捉われることなく、市民ニーズに応えられるよう創意工夫して、効率的に職務を遂行することを定めています。
3. 職員は、常に自ら積極的に情報を収集し、自己研さんに励んで知識の習得や技能の向上を図り、資質向上に向け、訓練や意識改革に取り組むことを定めています。



（行政運営）

第 19 条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。

【解説】

第 19 条は、行政運営について定めています。

行政は、寝屋川市の将来の健全な発展を図るため、総合計画を策定し、その総合計画に基づき、計画的に市政の運営を行うものとしています。

総合計画は、本市が定める最上位に位置付けられる計画で、将来の目標やそれを実現するための基本構想と、基本計画及び実行シートにより構成される市の長期計画のことをいいます。



（財政運営）

第 20 条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。

【解説】

第 20 条は、財政運営について定めています。

1. 財政運営の基本原則として、貴重な市民の税金を財源としていることを認識することが必要です。予算は単年度で編成されていますが、総合計画に掲げる政策目標を達成するため、社会経済情勢の変化への対応なども踏まえ、中長期的な展望に立ち、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営に取り組むことを定めています。

限られた財源を効果的かつ効率的に活用するためには、何に優先的に配分していくべきかを検討することが必要です。

2. 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報を分かりやすく公表することを定めています。

財政状況についての情報は、「寝屋川市財政状況の公表に関する条例」を定め、広報紙等による財政状況の公表や、バランスシートや行政コスト計算書の作成・公表を行っています。また、「寝屋川市の財政」を作成し、分かりやすい情報提供を行っています。

【寝屋川市財政状況の公表に関する条例】（抜粋）[昭和 61 年 7 月 28 日施行]

（目的）

第 1 条 この条例は、別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定による歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(行政評価)

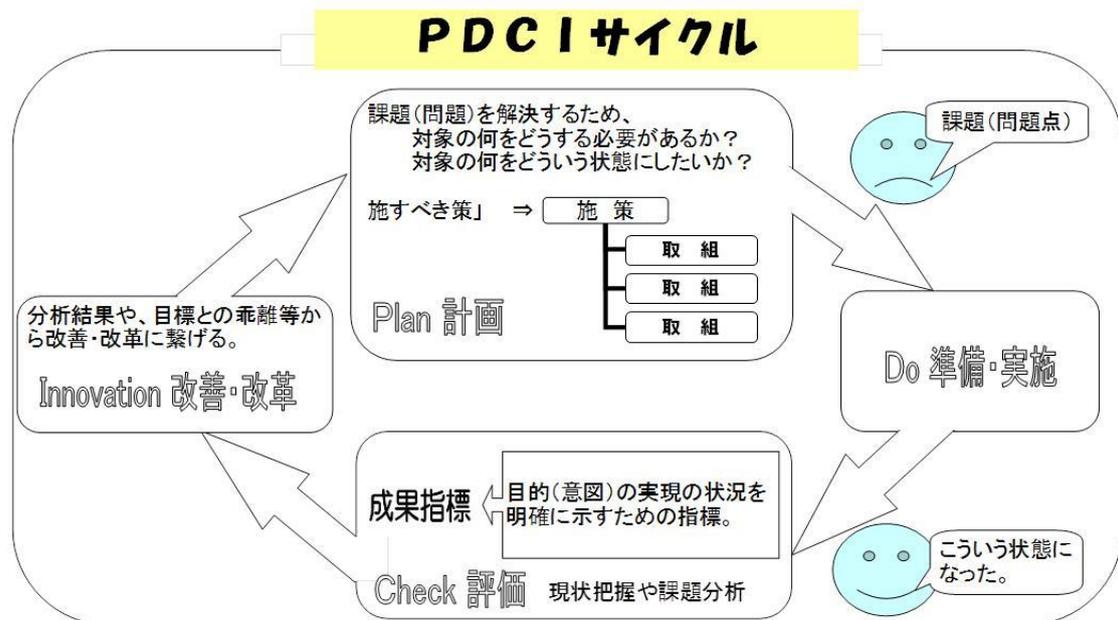
第 21 条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。

【解説】

第 21 条は、行政評価について定めています。

行政は、市民サービスの向上を図るため、評価を実施して、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その結果を公表することを定めています。

本市では、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする第五次総合計画に位置付ける取組の実績について、妥当性や効率性、有効性などの一定の基準に基づいて評価を行い、その結果を翌年度の計画へ反映することにより、行政活動の継続的な改善・改革につなげています。



(行政手続)

第 22 条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

**【解説】**

第 22 条は、行政手続について定めています。

行政は、行政手続を適正に行うことにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めることを定めています。

行政手続に関し共通する事項を定めることにより、行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかとなり、かつ、全ての市民に対して同じ基準が適用されることによって公正の確保が図られます。

本市では、行政手続に関し共通する事項を「寝屋川市行政手続条例」で定めることにより、市政運営における公正の確保及び透明性の向上に努めています。

**【寝屋川市行政手続条例】(抜粋) [平成 10 年 1 月 1 日施行]**

(目的)

第 1 条 この条例は、条例等に基づく処分及び届出並びに寝屋川市の機関が行う行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、市政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(法令遵守)

第 23 条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たるものとする。

【解説】

第 23 条は、法令遵守（コンプライアンス）について定めています。

行政は、法令をおかしたり、恣意的に解釈を曲げることなく、厳に法令を遵守して公正な職務の遂行に当たることを定めています。

職員には地方公務員法に規定される法令遵守義務などによる服務上の義務があり、職務の遂行に当たっては、法令や条例、規則等を遵守しなければなりません。



（国、他の自治体等との連携）

第 24 条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

【解説】

第 24 条は、国や他の自治体等との連携について定めています。

行政は、国や大阪府、他の自治体や大学、NPO等の関係機関とも対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めることを定めています。

平成 12 年の地方分権一括法の施行後、市町村は法的に国や都道府県と対等な関係になっています。国の見解や解釈に頼らず、主体的に判断していかなければなりません。

また、国や他の自治体等との意見の相違が起こった場合でも、対等・協力関係を基本として、市民の利益が損なわれないよう対処することが必要です。

さらに、広域にまたがる課題についても、様々な分野で連携を図り、協力しながら解決に努める必要があります。



## 第6章 条例の実効性の確保等

(この条例の位置付け)

第25条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

### 【解説】

第25条は、本条例の位置付けについて定めています。

1. この条例は、寝屋川市が定める条例の一つではありますが、その内容は、寝屋川市の自治についての基本理念や原則を定めるものです。市民、議会、行政は、それを認識し、寝屋川市における各種制度や体制、仕組みにおいて共通して遵守することを定めています。
2. みんなが誇れる住みよいまちを実現するためには、この条例の趣旨にのっとり、協働と市政への参画が積極的に実行されなくてはなりません。そのために、議会及び行政は、市政運営や他の条例・規則等の制定・改廃・運用に当たって、内容の整合を図り、この条例の趣旨を尊重することを定めています。

（住民投票制度）

第 26 条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、住民投票制度を設けることができる。

【解説】

第 26 条は、住民投票制度について定めています。

市政の重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、市民参画の仕組みの一つとして住民投票制度を設けることができるとしています。

住民投票制度は、直接、住民の意思を問う制度であり、代表民主制を補完するものです。住民投票制度には、住民投票を実施するルールを総括的に定めた住民投票条例をあらかじめ制定しておき、その条例にのっとって市政の重要課題が発生したときに住民投票を実施する常設型と、市政の重要課題が発生したとき、その都度議会の議決を経て、住民投票条例を制定して住民投票を実施する非常設型があります。本条例では非常設型について規定しています。



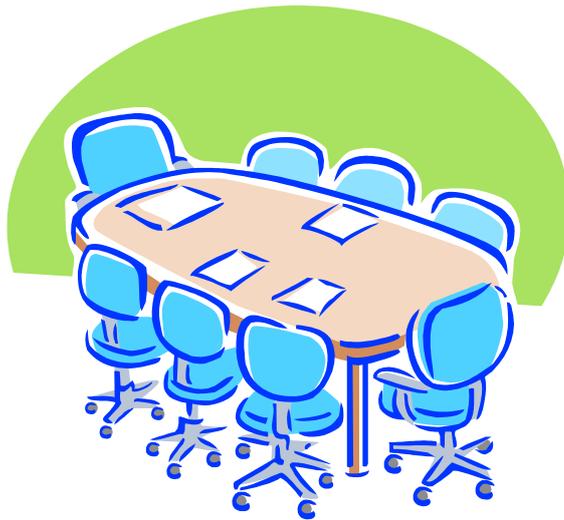
（条例の検証）

第 27 条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。

【解説】

第 27 条は、本条例の実効性の検証について定めています。

時代の変化などに応じて、この条例をよりよいものにしていくため、各条項がこの条例の基本理念を踏まえたものであって、社会情勢に適合しているか、形骸化していないか、本市にふさわしいものであり続けているか、基本条例としてふさわしい規定となっているか、市長は、施行日から 5 年を超えない期間ごとに条例の検証を行い、必要な場合は、改正等の措置を講じるものとしています。なお、見直しの必要がない場合でも、その理由については説明する必要があります。



附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

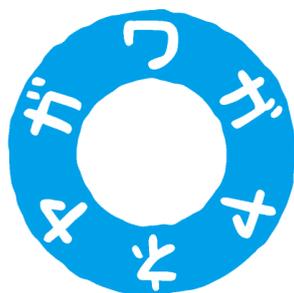
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

附則として、施行期日について定めています。

条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行され、平成 25 年 4 月 1 日から一部を改正（第 4 条第 2 項及び第 6 条を追加）しています。





## みんなのまち基本条例の解説

平成 25 年 10 月

寝屋川市 経営企画部 企画政策課  
〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号  
TEL 072-824-1181 (代表)  
FAX 072-825-0761  
URL <http://www.city.neyagawa.osaka.jp>  
E-mail [kikaku@city.neyagawa.osaka.jp](mailto:kikaku@city.neyagawa.osaka.jp)